

普通傷害保険約款

普通保険約款 特約

2025年8月改定

H 現代海上火災保険株式会社

ご契約の皆様へ

このたびは当社の傷害保険をご契約いただき、ありがとうございます。この冊子は、ご契約に適用される傷害保険普通保険約款および特約を掲載しています。
ご不明の点、またはお気づきの点がございましたら扱代理店または弊社までご照会ください。

日本支社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー19階

☎ (03) 5962-9500

大阪事務所 〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18 Osaka Metro 心斎橋ビル7階

☎ (06) 6245-5447

目

I. 傷害保険普通保険約款.....1頁

II. 特 約

1. 普通傷害保険に関する特約

- (1) 【P10】就業中の危険補償対象外特約.....15頁
- (2) 【P11】就業中のみの危険補償特約.....15頁
- (3) 【P35】管理下中の傷害危険補償特約.....15頁
- (4) 【P26】死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約
.....15頁
- (5) 【P17】傷害保険賠償責任危険補償特約.....15頁
- (6) 【P16】臨時費用補償特約.....19頁

2. 国内旅行傷害保険に関する特約

- (7) 【212】国内旅行傷害保険特約.....20頁
- (8) 【Y85】賠償責任危険補償特約（国内旅行特約用）.....21頁
- (9) 【Y88】臨時費用補償特約（国内旅行特約用）.....25頁
- (10) 【Y86】携行品損害補償特約（国内旅行特約用）.....26頁
- (11) 【Y87】救援者費用等補償特約（国内旅行特約用）.....30頁
- (12) 【P20】留守宅家財盜難補償特約（国内旅行特約用）.....35頁

3. 契約方式に関する特約

- (13) 【P36】施設入場者の傷害危険補償特約.....38頁
- (14) 【P34】行事参加者の傷害危険補償特約.....39頁

次

(15) 【P38】往復途上傷害危険補償特約.....40頁

(16) 【P62】準記名式契約（全員付保）（同一保険金額）

特約.....40頁

(17) 【P63】準記名式契約（全員付保）（職名等別保険金額）

特約.....41頁

(18) 【P64】準記名式契約（一部付保）（同一保険金額）

特約.....42頁

(19) 【P65】準記名式契約（一部付保）（職名等別保険金額）

特約.....42頁

(20) 【P69】1割以内変更不精算特約.....43頁

(21) 【P84】包括契約特約（毎月報告・毎月精算）.....44頁

(22) 【P91】包括契約特約（毎月報告・一括精算）.....45頁

(23) 【Y81】包括契約特約（一括報告・一括精算）.....46頁

4. 保険料に関する特約

(24) 【P30】一般団体傷害保険保険料分割払特約.....46頁

(25) 【P32】保険料一般分割払特約.....49頁

5. その他の特約

(26) 【P89】企業等の災害補償規定等特約.....51頁

(27) 【P87】共同保険に関する特約.....52頁

適用される特約は、証券面の「特約」欄に特約コード（【 】内のコード）および特約名で表示されますので、その具体的な内容について、本しおりの特約名と対比してご参照ください。

傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----------|---|
| 医学的他覚所見 | 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 |
| 医科診療報酬点数表 | 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 |
| 危険 | 傷害の発生の可能性をいいます。 |
| 競技等 | 競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 |
| 後遺障害 | 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 |
| 公的医療保険制度 | 次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） |
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| 医科診療報酬点数表 | 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 |
| 自動車等 | 自動車または原動機付自転車をいいます。 |
| 手術 | 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注） |

1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

ア. 創傷処理

イ. 皮膚切開術

ウ. デブリードマン

エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術

オ. 抜歯手術

② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3）

（注1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

（注2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

（注3）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

乗用具
自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
(注) 水上オートバイを含みます。

他の保険契約等
この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

治療
医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。
(注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

通院
病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

通院保険金日額
保険証券記載の通院保険金日額をいいます。

入院
自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをい

| | |
|-------------|---|
| | います。 |
| 入院保険金 日額 | 保険証券記載の入院保険金日額をいいます。 |
| 配偶者 | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。 |
| 被保険者 | 保険証券記載の被保険者をいいます。 |
| 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |
| 保険金 | 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。 |
| 保険金額 | 保険証券記載の保険金額をいいます。 |

第2章 换價条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

（注）以下「事故」といいます。

(2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合ーその1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注5）使用済燃料を含みます。
- （注6）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注7）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる

方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) 第33条（死亡保険金受取人の変更）(1) または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第33条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の
後遺障害に該当する等級 - に該当する等級に対
する保険金支払割合 = 適用する
割合

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数 (注)} = \text{入院保険金の額}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条（保険金を支払う場合）

の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注1）。

① 入院中（注2）に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$

② ①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$

（注1）1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注2）第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条（通院保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数（注）} = \text{通院保険金の額}$$

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

（2）被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、^{じん}靭帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等（注）を常時装着したときは、その日数について、（1）の通院をしたものとみなします。

（注）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帶、^{こう}胸骨固定帶、肋骨固定帶、サポーター等は含みません。

（3）当会社は、（1）および（2）の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

（4）被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第10条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明とな

った日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないとときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条（他の身体の障害または疾病的影響）

（1）被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、

（1）と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第12条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

（2）（1）の時刻は、日本国標準時によるものとします。

（3）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第13条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （2）に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出した事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承

認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (4) (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなっ

た場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

第15条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第16条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかががあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかつたとき。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第17条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第18条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第20条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
- ① 被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。
- （注）その被保険者に係る部分に限ります。
- （3）（1）または（2）の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （注1）（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険

者に生じた傷害をいいます。

（注2）（2）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第21条（被保険者による保険契約の解除請求）

- （1）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合
 - ④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- （注）その被保険者に係る部分に限ります。
- （2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。
- （注）その被保険者に係る部分に限ります。
- （3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- （注）その被保険者に係る部分に限ります。
- （4）（3）の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- （注）その被保険者に係る部分に限ります。
- ## 第22条（保険契約解除の効力）
- 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- ## 第23条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）
- （1）第13条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる
- 6 —

場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注1）第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第14条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) （1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) （2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(6) （1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第24条（保険料の返還一無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第16条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還一取消しの場合）

第18条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還一解除の場合）

(1) 第13条（告知義務）（2）、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）、第20条（重大事由による解除）（1）または第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第19条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第20条（重大事由による解除）（2）の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 第21条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(5) 第21条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第27条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険

金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了

日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から④までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第30条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第27条（事故の通知）の規定による通知または第28条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。

(2) (1) の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいい

ます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第31条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第33条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかつた場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(4) (3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(7) (2) および (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

(9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第34条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義

務を第三者に移転させることができます。

- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条 (保険金を支払わない場合ーその2) ①の運動等

山岳登はん (注1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (注2) 操縦 (注3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます) をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機 (パラプレーン等をいいます) を除きます。

別表2 後遺障害等級表

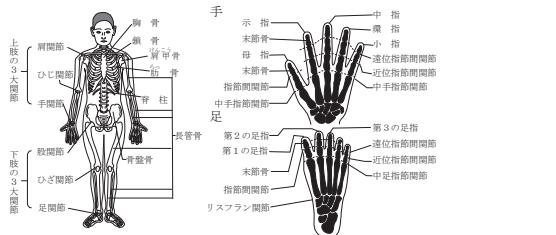
| 等級 | 後遺障害 | 保険金支払割合 |
|-----|---|---------|
| 第1級 | (1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの | 100% |
| 第2級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力 (視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします) が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの | 89% |
| 第3級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの (手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。) | 78% |
| 第4級 | (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの (手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失 | 69% |

| | | | | |
|-----|--|-----|---|-----|
| | い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリストフラン関節以上で失ったもの | | (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの | |
| 第5級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。） | 59% | (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの | 42% |
| 第6級 | (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの | 50% | (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの | 34% |
| 第7級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの | | (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの | 26% |

- (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
- (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの
- (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの
- (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったものの
- (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
- (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの
- (9) 局部に神経症状を残すもの

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 骨折、脱臼、^{じん}靭帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。
- （注1）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。
- （注2）1. から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

別表4 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

| 既経過期間 | 割合 (%) |
|--------|--------|
| 7日まで | 10 |
| 15日まで | 15 |
| 1か月まで | 25 |
| 2か月まで | 35 |
| 3か月まで | 45 |
| 4か月まで | 55 |
| 5か月まで | 65 |
| 6か月まで | 70 |
| 7か月まで | 75 |
| 8か月まで | 80 |
| 9か月まで | 85 |
| 10か月まで | 90 |
| 11か月まで | 95 |
| 1年まで | 100 |

別表5 保険金請求書類

| 提出書類 | 保険金種類 | 死 | 後障 | 入 | 手 | 通 |
|--|-------|---|----|---|---|---|
| | | 亡 | 遺害 | 院 | 術 | 院 |
| 1. 保険金請求書 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2. 保険証券 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3. 当会社の定める傷害状況報告書 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5. 死亡診断書または死体検案書 | | ○ | | | | |
| 6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類 | | | | ○ | | ○ |
| 8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書 | | ○ | | | | |
| 9. 被保険者の印鑑証明書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10. 被保険者の戸籍謄本 | | ○ | | | | |
| 11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合） | | ○ | | | | |
| 12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 13. その他当会社が第28条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

特 約

(1) 【P10】就業中の危険補償対象外特約

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注）通勤途上を含みません。

(2) 【P11】就業中のみの危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に限り、保険金を支払います。

（注）通勤途上を含みます。

(3) 【P35】管理下中の傷害危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者が下欄記載の間に被った傷害に限り、保険金を支払います。

保険証券記載の管理下にある間

(4) 【P26】死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

(5) 【P17】傷害保険賠償責任危険補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| 財物の破損 | 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 |
| 住宅 | 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 |
| 身体の障害 | 生命または身体を害することをいいます。 |
| 他の保険契約等 | 第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 配偶者 | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。 |
| 被保険者 | この特約により補償を受ける者で、第3条（被保険者）に規定する者をいいます。 |
| 保険金 | この特約により補償される損害が生じた場合に被保険者に支払うべき金銭をいいます。 |
| 保険金額 | この特約により補償される損害が発生した場合に当会 |

| |
|--|
| 社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。 |
| 被保険者として保険証券に記載された者をいいます。 |
| 支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。） |

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、日本国内において生じた次に掲げる偶然な事故（以下「事故」といいます。）のいずれかにより、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

（注）日常生活

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条 (被保険者)

- (1) この特約における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
 - ① 本人の配偶者
 - ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（注1）
 - ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚（注2）の子
- (2) この特約における本人と本人以外の被保険者との統柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

（注1）親族

6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（注2）未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族（注2）に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被つた身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注3）、銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 不動産

住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注2) 親族

6 親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

(注3) 船舶・車両

原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注4) 銃器

空気銃を除きます。

第6条 (支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含みます。以下同様とします。）
- ② 第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第8条（事故の発生）（1）②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ ②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第9条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第7条 (支払保険金)

当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。

$$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対し} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- ② 第6条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の法律上の賠償責任の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の法律上の賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第8条 (事故の発生)

- （1）第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年令、職業、事故の状況およびこれらのこと項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大の防止のために必要ないといいの手段を講ずること。
 - ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あ

らかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。

④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。

⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、（1）①、④、⑤または⑥のときは、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、（1）②の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額を、（1）③の場合は当会社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

（3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）①、④、⑤または⑥の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第10条（先取特権）

（1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注1）について先取特権を有します。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前

に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注3）

（3）保険金請求権（注1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注1）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注1）保険金請求権

第6条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

（注2）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合

被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注3）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合

損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第11条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行えることができるものとします。

（2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 死亡に関する支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

③ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

④ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑤ 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の財物の破損に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）

⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

- ⑦ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑧ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑨ その他当会社が第12条（保険金を支払うために必要な確認事項）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注3）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注3）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真

画像データを含みます。

(注3) 配偶者

第1条（用語の定義）の配偶者の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第12条（保険金を支払うために必要な確認事項）

当会社が保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款第29条（保険金の支払時期）(1)に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

第13条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害額（注2）を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

| 区分 | 支払保険金の額 |
|---------------------------------|--|
| ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 | この保険契約の支払責任額（注1） |
| ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 | 損害額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。 |

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払べき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第14条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第15条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約第17条 (保険契約の失効) および第21条 (被保険者による保険契約の解除請求) の規定は適用しません。

第16条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条 (用語の定義) の危険の定義、第13条 (告知義務) (5)、第20条 (重大事由による解除) (1) ①、同条 (2) ② および第29条 (保険金の支払時期) (1) ①の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ② 第12条 (保険責任の始期および終期) (3) および第23条 (保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (7) の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故による損害」
- ③ 第13条 (3) ③の規定中「第2条 (保険金を支払う場合) の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条 (保険金を支払う場合) の事故によって損害を被る前に」
第13条 (4) の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「事故の発生した後に」
- ④ 第29条 (1) ③の規定中「傷害の程度」とあるのは「損害額」、「事故と傷害との関係」とあるのは「事故と損害との関係」
- ⑤ 第29条 (2) ④および⑤の規定中「(1) ①から④までの事項」とあるのは「(1) ①から④までの事項またはこの特約第12条 (保険金を支払うために必要な確認事項) の事項」
- ⑥ 第29条 (注) の規定中「前条 (2) および (3)」とあるのは「この特約第11条 (保険金の請求) (2) および (3)」
- ⑦ 第31条 (時効) の規定中「第28条 (保険金の請求) (1)」とあるのは「この特約第11条 (保険金の請求) (1)」

第17条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第20条 (重大事由による解除) (3) を次のとおり読み替え、(4) を追加してこの特約に適用します。

「

(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償責任の額

」

第18条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(6) 【P16】臨時費用補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が第三者の行為によって普通保険約款第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い臨時費用保険金を支払います。

第2条 (支払保険金)

当会社は、60万円を臨時費用保険金として、死亡保険金受取人に支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第3条 (保険金を支払わない場合-その1) および第4条 (保険金を支払わない場合-その2) のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、臨時費用保険金を支払いません。

- ① 日本国外における事故
- ② 被保険者と生計を共にする同居の親族 (注1) の行為

(注1) 親族

6 親等内の血族、配偶者 (注2) および3親等内の姻族をいいます。

(注2) 配偶者

婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第4条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款別表5に規定する書類のほか、傷害が第三者の行為によって生じたものであることを証明する書類を当会社に提出しなければ

なりません。

第5条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定は適用しません。

第6条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（死亡保険金の支払）（2）および（3）の規定中「死亡保険金を」とあるのは「臨時費用保険金を」
- ② 第29条（保険金の支払時期）（注）の規定中「前条（2）および（3）」とあるのは「前条（2）およびこの特約第4条（保険金の請求）（2）」
- ③ 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第4条（保険金の請求）（1）」

第7条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（7）【212】国内旅行傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 旅行行程 | 保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

（2）当会社は、（1）のほか、旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶（注）が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶（注）に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が日本国外において旅行行程中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。

（注）日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

（3）（1）および（2）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（3）（1）の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、被保険者が乗客として搭乗している航空機、船舶、車両等の交通機関（注）が第三者による不法な支配を受けたことにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、保険責任の終期は延長されるものとします。

（注）航空機または船舶については、日本を出発して日本に帰着する予定のものをいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

（4）（1）または（3）の規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに掲げる事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険料領収前に生じた事故

② 被保険者の旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故

第4条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）および第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）の規定は適用しません。

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第5条（死亡保険金の支払）（1）、第6条（後遺障害保険金の支払）（1）および（5）、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）および（4）、第8条（通院保険金の支払）

（1）、第10条（死亡の推定）、第11条（他の身体の障害または疾病的影響）、第27条（事故の通知）（1）ならびに第28条（保険金の請求）（1）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害」とあるのは「国内旅行傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害」

② 第7条（4）①ならびに第28条（1）④および⑤の規定中「第2条の傷害」とあるのは「国内旅行傷害保険特約第2条の傷害」

③ 第13条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「国内旅行傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故による傷害を被る前に」

④ 第26条（保険料の返還－解除の場合）（2）、（4）および

(5) の規定中「既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料」とあるのは「既経過期間に対応する保険料」

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(8) 【Y85】賠償責任危険補償特約 (国内旅行特約用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|--|
| 国内旅行特約 | 国内旅行傷害保険特約をいいます。 |
| 財物の破損 | 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 |
| 親族 | 6親等内の血族、配偶者（注）および3親等内の姻族をいいます。 (注) 配偶者 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。 |
| 身体の障害 | 生命または身体を害することをいいます。 |
| 他の保険契約等 | 第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 被保険者 | この特約により補償を受ける者で、保険証券に記載された者をいいます。 |
| 保険金 | この特約により補償される損害が生じた場合に被保険者に支払うべき金銭をいいます。 |
| 保険金額 | この特約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。 |
| 免責金額 | 支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。） |
| 旅行行程 | 被保険者が保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。 |

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が、旅行行程中に日本国内において生じた偶然な事故（以下「事故」といいます。）により、他人の身体の障害

または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

(2) 当会社は、(1)のほか、国内旅行特約第2条（保険金を支払う場合）(2)に規定する場合において、被保険者が、日本国外において旅行行程中に生じた事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しても、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事

使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。

- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する親族（注1）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、その財物がホテル、旅館等の宿泊施設の客室（注2）であった場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑩ 航空機、船舶・車両（注3）、銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注1）同居する親族

旅行のために一時的に別居する親族を含みます。

（注2）客室

客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

（注3）船舶・車両

原動力が専ら人力であるものを除きます。

（注4）銃器

空気銃を除きます。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含みます。以下同様とします。）
- ② 第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第7条（事故の発生）（1）（2）に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ ②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第8条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条（支払保険金）

当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対し
$$- \text{免責金額} = \text{保険金の額}$$
 負担する法律上の賠償責任の額

- ② 第5条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の法律上の賠償責任の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の法律上の賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第7条（事故の発生）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大の防止のために必要ないつさいの手段を講ずること。

③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。

- ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、（1）①、④、⑤または⑥のときは、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、

（1）②の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額を、（1）③の場合は当会社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

（3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な

理由がなく（1）①、④、⑤または⑥の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条（先取特権）

- （1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注1）について先取特権を有します。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注3）
- （3）保険金請求権（注1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注1）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注1）保険金請求権

第5条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

（注2）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合

被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注3）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者

が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合
損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第10条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行えることができるものとします。
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 死亡に関する支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ③ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ④ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑤ 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他の財物の破損に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑦ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑧ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑨ その他当会社が第11条（保険金を支払うために必要な確認事項）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注3）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

- (3) ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注3）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真

画像データを含みます。

(注3) 配偶者

第1条（用語の定義）の配偶者の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第11条（保険金を支払うために必要な確認事項）

当会社が保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款第29条（保険金の支払時期）(1)に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

第12条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害額（注2）を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

| 区分 | 支払保険金の額 |
|---------------------------------|--|
| ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 | この保険契約の支払責任額（注1） |
| ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 | 損害額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。 |

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第13条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第14条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第21条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は適用しません。

第15条（普通保険約款および国内旅行特約の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用

します。

- ① 第1条（用語の定義）の危険の定義、第13条（告知義務）
(5)、第20条（重大事由による解除）(1)①、同条(2)②
および第29条（保険金の支払時期）(1)①の規定中「傷害」と
あるのは「損害」
 - ② 第13条(3)③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事
故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約の事故が発生
する前に」
 - ③ 第13条(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「事
故の発生した後に」
 - ④ 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務
の変更に関する通知義務等の場合）(7)の規定中「事故による
傷害」とあるのは「事故による損害」
 - ⑤ 第29条(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「損害額」、
「事故と傷害との関係」とあるのは「事故と損害との関係」
 - ⑥ 第29条(2)④および⑤の規定中「(1)①から④までの事
項」とあるのは「(1)①から④までの事項またはこの特約第11
条（保険金を支払うために必要な確認事項）の事項」
 - ⑦ 第29条（注）の規定中「前条(2)および(3)の規定による
手続」とあるのは「この特約第10条（保険金の請求）(2)およ
び(3)の規定による手続」
 - ⑧ 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）(1)」と
あるのは「この特約第10条（保険金の請求）(1)」
- (2) この特約については、国内旅行特約第3条（保険責任の始期およ
び終期）(4)の規中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対して
は」と読み替えて適用します。

第16条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第20条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

- 「
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後
になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）
の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または
(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時
までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払い
ません。この場合において、既に保険金を支払っていたとき
は、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいづ
れかに該当することにより(1)または(2)の規定による
解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害につい
ては適用しません。
① (1)③アからウまでまたはオのいづれにも該当しない被

保険者に生じた損害

- ② (1)③アからウまでまたはオのいづれかに該当する被保
険者に生じた法律上の損害賠償責任の額

」

第17条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない
かぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

(9) 【Y88】臨時費用補償特約（国内旅行特約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------------|--|
| 国内旅行 特約 | 国内旅行傷害保険特約をいいます。 |
| 旅行行程 | 被保険者が保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出 発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、旅行行程中に第三者の行為によって国内旅
行特約第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果
として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
は、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約、国内旅行特
約および普通保険約款の規定に従い、臨時費用保険金を支払います。

第3条（支払保険金）

当会社は、60万円を臨時費用保険金として、死亡保険金受取人に支
払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その
1）および同条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）のほか、
被保険者と生計を共にする同居の親族（注1）の行為によって生じた
傷害に対しても、臨時費用保険金を支払いません。

（注1）親族

6親等内の血族、配偶者（注2）および3親等内の姻族をい
ます。

（注2）配偶者

婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある
者を含みます。

第5条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金の請求権は、被保険者が死亡した時から發
生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通

保険約款第28条（保険金の請求）（2）に規定する書類のほか、傷害が第三者の行為によって生じたものであることを証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

第6条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（死亡保険金の支払）（2）および（3）の規定中「死亡保険金を」とあるのは「臨時費用保険金を」
- ② 第29条（保険金の支払時期）（注）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「前条（2）および（3）ならびにこの特約第5条（保険金の請求）（2）の規定による手続」
- ③ 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第5条（保険金の請求）（1）」

第7条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

（10）【Y86】携行品損害補償特約（国内旅行特約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| 国内旅行特約 | 国内旅行傷害保険特約をいいます。 |
| 乗車券等 | 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 （注）乗車船券・航空券 定期券を除きます。 |
| 他の保険契約等 | 第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 通貨等 | 通貨および小切手をいいます。 |
| 被保険者 | この特約により補償を受ける者で、保険証券に記載された者をいいます。 |
| 保険額 | 保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。 |
| 保険金 | この特約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。 |

| | |
|-------|--|
| 保険金額 | この特約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。 |
| 保険の対象 | この特約により補償される物としてこの特約で定めるものをいいます。 |
| 免責金額 | 支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。） |
| 旅行行程 | 被保険者が保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において生じた偶然な事故（以下「事故」といいます。）によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
- （2）当会社は、（1）のほか、国内旅行特約第2条（保険金を支払う場合）（2）に規定する場合において、被保険者が日本国外において旅行行程中に生じた偶然な事故によって保険の対象について生じた損害に対しても、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑨ 差し押え、徵發、沒収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑩ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ⑪ 保険の対象の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑫ 保険の対象のすり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑬ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
- ⑭ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- ⑮ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険の対象およびその範囲)

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等ならびに通貨等については保険の対象に

含まれます。

- ② 預金証書または貯金証書（注1）、クレジットカードその他これらに準ずる物
- ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 船舶（注2）、自動車等およびこれらの付属品
- ⑤ 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ その他保険証券記載の物

(注1) 預金証書または貯金証書

通帳およびキャッシュカードを含みます。

(注2) 船舶

ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第5条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（格落損）は損害額に含めません。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、（1）および（2）の規定によって損害額を決定します。
- (4) 保険契約者または被保険者が第7条（事故の発生）（4）の費用を負担した場合は、その費用および（1）から（3）までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第7条（事故の発生）（4）の費用の合計額を損害額とします。
- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

第6条 (支払保険金)

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式

によって算出した額とします。

第5条（損害額の決定）の損害額－免責金額＝保険金の額

- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（事故の発生）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 事故によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、必要な措置を講ずること。

② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

③ 損害が盗難によって生じた場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかを遅滞なく行うこと。

ア. 小切手の場合

その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出

イ. 乗車券等の場合

その運輸機関（注2）または発行者への届出

④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、（1）②、③、⑤または⑥のときは、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、（1）①の場合は発生または拡大を防止できたと認められる額を、（1）④の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）②、⑤または⑥の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引

いて保険金を支払います。

- (4) 当会社は、次に掲げる費用を支払います。

① (1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② (1) ④に規定する手続のために必要な費用

(注1) その小切手の振出人

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) その運輸機関

宿泊券の場合は「その宿泊施設」と読み替えます。

(注3) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、事故が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 公の機関（注1）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。

③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類

④ 被保険者の印鑑証明書

⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑥ その他当会社が第9条（保険金を支払うために必要な確認事項）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注2）または②以外の3親等内の親族

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対し

て、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

(注2) 配偶者

普通保険約款第1条(用語の定義)の配偶者の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第9条(保険金を支払うために必要な確認事項)

当会社が保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款第29条(保険金の支払時期)(1)に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

第10条(被害物の調査)

保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要な事項を調査することができます。

第11条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害額(注2)を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

| 区分 | 支払保険金の額 |
|---------------------------------|--|
| ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 | この保険契約の支払責任額(注1) |
| ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 | 損害額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。 |

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条(残存物および盗難品の帰属)

(1) 当会社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者に属するものとします。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第7条(事故の発生)(4)①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。

(3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

(4) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は保険金の保険価額(注1)に対する割合によって、当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(注2)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(5) (2)または(4)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第5条(損害額の決定)の規定によって決定します。

(注1) 保険価額

保険の対象が乗車券等の場合は損害額とします。

(注2) 支払を受けた保険金に相当する額

第7条(事故の発生)(4)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第14条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転

するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。
(注) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第15条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第21条(被保険者による保険契約の解除請求)の規定は適用しません。

第16条 (普通保険約款および国内旅行特約の読み替え)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第1条(用語の定義)の危険の定義、第13条(告知義務)
(5)、第20条(重大事由による解除) (1) ①、同条(2) ②、同条(3)注1および第29条(保険金の支払時期) (1) ①の規定中「傷害」とあるのは「損害」
 - ② 第13条(3) ③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約の事故が発生する前に」
 - ③ 第13条(4) および第20条(2)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「事故の発生した後に」
 - ④ 第23条(保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (7)の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故による損害」
 - ⑤ 第20条(3)の規定中「傷害」とあるのは「事故による損害」
 - ⑥ 第29条(1) ③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容」とあるのは「損害額(保険金額を含みます)および事故と損害との関係」
 - ⑦ 第29条(2) ④および⑤の規定中「(1) ①から④までの事項」とあるのは「(1) ①から④までの事項またはこの特約第9条(保険金を支払うために必要な確認事項)の事項」
 - ⑧ 第29条(注)の規定中「前条(2) および(3)の規定による手続」とあるのは「この特約第8条(保険金の請求) (2) およ

び(3)の規定による手続」

- ⑨ 第31条(時効)の規定中「第28条(保険金の請求) (1)」とあるのは「この特約第8条(保険金の請求) (1)」
- (2) この特約については、国内旅行特約第3条(保険責任の始期および終期) (4)の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第17条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

(11) 【Y87】救援者費用等補償特約 (国内旅行特約用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|--|
| 救援者 | 救援対象者の搜索(注1)、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族(注2)をいいます。 (注1) 搜索 検索、救助または移送をいいます。 (注2) 親族 これらの者の代理人を含みます。 |
| 現地 | 事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。 |
| 国内旅行特約 | 国内旅行傷害保険特約をいいます。 |
| 山岳登はん | ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。 |
| 親族 | 6親等内の血族、配偶者(注)および3親等内の姻族をいいます。 (注) 配偶者 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。 |
| 他の保険契約等 | 第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 治療 | 医師による治療をいいます。ただし、救援対象者が医師である場合は、救援対象者以外の医師による治療をいいます。 |
| 被保険者 | この特約により補償を受ける者で、第3条(救援対象者および被保険者)(2)に規定する者をいいます。 |

| | |
|------|--|
| 保険金 | この特約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭であって、救援者費用等保険金をいいます。 |
| 保険金額 | この特約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。 |
| 旅行行程 | 救援対象者が保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、救援対象者が次に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い、その費用の負担者に保険金を支払います。
- ① 旅行行程中に、救援対象者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または救援対象者が山岳登はん中に遭難した場合
 - ② 旅行行程中に、急激かつ偶然な外来の事故によって救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
 - ③ 旅行行程中に被った国内旅行特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院（注1）した場合
- (2) (1) ③の入院日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) (1) ①の山岳登はん中の救援対象者の遭難が明らかでない場合において、救援対象者が下山予定期日後48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または救援対象者の親族もしくはこれらに代わる者が次に掲げるもののいずれかに対して、救援対象者の搜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察その他の公的機関
- ② サルベージ会社または航空会社
- ③ 遭難救助隊

（注1）入院

他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要し

た期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。

（注2）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第3条（救援対象者および被保険者）

- (1) この特約における救援対象者は、国内旅行特約第2条（保険金を支払う場合）(1)に規定する被保険者とします。
- (2) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 保険契約者
 - ② 救援対象者
 - ③ 救援対象者の親族

第4条（費用の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 捜索救助費用
遭難した救援対象者を捜索（注1）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。ただし、救援対象者が山岳登はんの行程中に遭難したことによって支払った費用は含みません。
- ② 交通費
救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、第2条(1)②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な搜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ③ 宿泊料
現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第2条(1)②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な搜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ④ 移送費用
死亡した救援対象者を現地から救援対象者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の救援対象者を救援対象者の住所もしくは病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注2）をいいます。ただし、救援対象者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または救援対象者が負担することを予定し

ていた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。

⑤ 諸雑費

救援者または救援対象者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、救援対象者の遺体処理費等をいい、3万円を限度とします。

(注1) 捜索

捜索、救助または移送をいいます。

(注2) 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合ーその1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または救援対象者の故意または重大な過失
② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 救援対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④ 救援対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 救援対象者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 救援対象者の妊娠、出産または流産

⑦ 救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 救援対象者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う

秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、救援対象者が、次に掲げるいずれかのことを行っている間に、第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間についても、保険金を支払います。

② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

(3) 当会社は、救援対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条(保険金を支払う場合)(1)③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなる場合でも、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第6条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、救援対象者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

第7条（支払保険金）

当会社は、第4条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第8条（支払保険金の限度）

当会社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第9条（事故の通知）

（1）救援対象者が第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当したときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 第2条（1）に掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア. 第2条（1）①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況

イ. 第2条（1）③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

② 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、（1）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）または（2）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第10条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 救援対象者が第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類

② 保険金の支払を請求する第4条（費用の範囲）に掲げる費用の

それぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類

③ 被保険者の印鑑証明書

④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑤ その他当会社が第11条（保険金を支払うために必要な確認事項）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）配偶者

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第11条（保険金を支払うために必要な確認事項）

当会社が保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款第29条（保険金の支払時期）（1）に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内

容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

第12条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、費用の額（注2）を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

| 区分 | 支払保険金の額 |
|---------------------------------|---|
| ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 | この保険契約の支払責任額（注1） |
| ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 | 費用の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。 |

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）費用の額

第4条（費用の範囲）の費用の額をいいます。

第13条（代位）

（1）費用（注1）が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注2）を取得した場合において、当会社がその費用（注1）に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用（注1）の額の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用（注1）の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注1）費用

第4条（費用の範囲）の費用をいいます。

（注2）損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第14条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第17条（保険契約の失効）および第21条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は適用しません。

第15条（普通保険約款および国内旅行特約の読み替え）

（1）この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条（用語の定義）の危険の定義、第13条（告知義務）（5）、第20条（重大事由による解除）（1）①、同条（2）②、同条（3）、（注1）および第29条（保険金の支払時期）（1）①の規定中「傷害」とあるのは「費用」

② 第13条（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当する前に」

③ 第13条（4）の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当した後」

④ 第20条（3）の規定中「傷害（注1）の発生した後」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当した後」、「発生した傷害（注1）に対しては」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用（注1）に対しては」

⑤ 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故により発生した費用」

⑥ 第29条（1）③の規定中「傷害の程度」とあるのは「費用の額」、「事故と傷害との関係」とあるのは「事故と費用との関係」

⑦ 第29条（2）④および⑤の規定中「（1）①から④までの事項」とあるのは「（1）①から④までの事項またはこの特約第11条（保険金を支払うために必要な確認事項）の事項」

⑧ 第29条（注）の規定中「前条（2）および（3）の規定」とあるのは「この特約第10条（保険金の請求）（2）および（3）の規定」

⑨ 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第10条（保険金の請求）（1）に定める時」

（2）この特約については、国内旅行特約第3条（保険責任の始期およ

び終期) (4) の規定中「事故による傷害」とあるのは「費用」、同条 (4) ①および②の規定中「生じた事故」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合) (1) に掲げる場合のいざれかに該当したことにより発生した費用」と読み替えて適用します。

第16条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

(12) 【P20】留守宅家財盗難補償特約 (国内旅行特約用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| 国内旅行特約 | 国内旅行傷害保険特約をいいます。 |
| 親族 | 6親等内の血族、配偶者(注) および3親等内の姻族をいいます。 (注) 配偶者 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。 |
| 他の保険契約等 | 第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 盗難 | 窃盗または強盗のために生じた盗取、損傷または汚損をいいます。 |
| 被保険者 | この特約により補償を受ける者で、保険証券に記載された者をいいます。 |
| 保険価額 | 保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。 |
| 保険金 | この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金額をいいます。 |
| 保険金額 | この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。 |
| 保険の対象 | この特約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。 |
| 免責金額 | 支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。(免責金額は被保険者の自己負担となります。) |
| 旅行行程 | 被保険者が保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。 |

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が旅行行程中に保険証券記載の住居内に収容されている保険の対象である家財について盗難によって被った損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいざれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1) または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者(注2) の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 保険契約者および被保険者の親族、使用人、同居人ならびに住居を管理する者が自らなした盗難または荷担した盗難
- ④ 地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際における盗難
- ⑤ 火災または破裂・爆発の際における盗難
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注3) または騒じょう(注4) の際における盗難
- ⑦ 核燃料物質(注5) または核燃料物質(注5) によって汚染された物(注6) の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故の際における盗難
- ⑧ ④から⑦までの事由に随伴して生じた事故の際における盗難またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた盗難
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染の際における盗難
- ⑩ 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難
- ⑪ 旅行終了後60日以内に知ることができなかつた盗難

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 騒じょう

群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるかまたは被害が生ずる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険の対象)

(1) 被保険者と生計を共にする親族の所有する物は、保険の対象に含まれます。

(2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、通貨および小切手については保険の対象に含まれます。

② 預金証書または貯金証書 (注1) 、クレジットカードその他これらに準ずる物

③ 船舶 (注2) 、自動車等、自転車およびこれらの付属品

④ 動物および植物

(3) 次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれないものとします。

① 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他 の美術品

② 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物

(注1) 預金証書または貯金証書

通帳およびキャッシュカードを含みます。

(注2) 船舶

ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第5条 (損害額の決定)

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は保険価額によって定めます。

(2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落(格落損)は損害額に含めません。

(3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1) および (2) の規定によって損害額を決定します。

(4) 第7条(盗難の発生) (4) の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

(5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。

(6) 保険の対象の1個、1組または1対についての損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が通貨および小切手である場合において、保険

の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

第6条 (支払保険金)

(1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

第5条(損害額の決定)の損害額 - 免責金額 = 保険金の額

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条 (盗難の発生)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険の対象について第2条(保険金を支払う場合)の盗難が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 保険の対象が盗難にあったことを遅滞なく警察署に届け出ること。盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、警察署のほか、その小切手の振出人(注1)および支払金融機関に遅滞なく届け出ること。

③ 盗取された保険の対象の発見、回収に努めること。

④ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。

⑤ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、(1)①、②、⑤または⑥のときは当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)③の場合は損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額を、(1)④の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①、⑤または⑥の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(4) 当会社は、次に掲げる費用を支払います。

① (1) ③の保険の対象の発見、回収に必要または有益であった費用

② (1) ④の手続のために必要な費用

(注1) その小切手の振出人

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、盜難の発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 警察署の盜難届出証明書

③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類

④ 被保険者の印鑑証明書

⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑥ その他当会社が第9条（保険金を支払うために必要な確認事項）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるも

の以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 配偶者

第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第9条 (保険金を支払うために必要な確認事項)

当会社が保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款第29条（保険金の支払時期）(1)に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

第10条 (盜難の際の調査)

保険の対象について盜難が発生した場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要な事項を調査することができます。

第11条 (他の保険契約等がある場合の支払保険金)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害額（注2）を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

| 区分 | 支払保険金の額 |
|---------------------------------|--|
| ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 | この保険契約の支払責任額（注1） |
| ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 | 損害額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。 |

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（盗難品の帰属）

- (1) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第7条（盗難の発生）（4）①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は、生じなかつものとみなします。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、保険金の保険額に対する割合によって当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (3) (1) または (2) ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第5条（損害額の決定）の規定によって決定します。

（注）支払を受けた保険金に相当する額

第7条（盗難の発生）（4）①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第14条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権

（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

（注）損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第15条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第21条（被保険者による保険契約の解除請求）の規定は適用しません。

第16条（普通保険約款および国内旅行特約の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第1条（用語の定義）の危険の定義、第13条（告知義務）（5）、第20条（重大事由による解除）（1）①、同条（2）②、同条（3）、（注1）および第29条（保険金の支払時期）（1）①の規定中「傷害」とあるのは「損害」
 - ② 第13条（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約の事故が発生する前に」
 - ③ 第13条（4）の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「事故の発生した後」
 - ④ 第20条（3）の規定中「傷害（注1）の発生した後」とあるのは「事故の発生した後」、「発生した傷害（注1）に対しては」とあるのは「発生した事故による損害（注1）に対しては」
 - ⑤ 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故による損害」
 - ⑥ 第29条（1）③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容」とあるのは「損害額（保険額を含みます。）および事故と損害の関係」
 - ⑦ 第29条（2）④および⑤の規定中「（1）①から④までの事項」とあるのは「（1）①から④までの事項またはこの特約第9条（保険金を支払うために必要な確認事項）の事項」
 - ⑧ 第29条（注）の規定中「前条（2）および（3）」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求）（2）および（3）」
 - ⑨ 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求）（1）」
- (2) この特約については、国内旅行特約第3条（保険責任の始期および終期）（4）の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第17条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

（13）【P36】施設入場者の傷害危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----|--|
| 施設 | 保険証券記載の施設をいいます。 |
| 保険金 | この特約により補償される傷害が生じた場合に、当会社が被保険者または死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が施設において被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、保険証券記載の者とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、普通保険約款第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) または(3) の規定による解除があった場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、施設ごとに、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(1) の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第6条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第28条（保険金の請求）(2) に規定する書類のほかに、施設の管理責任者が発行する、施設内において生じた事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第29条（保険金の支払時期）(注)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「前条(2)および(3)ならびにこの特約の第6条（保険金の請求）の規定による手続」と読み替えて適用します。

第8条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(14) 【P34】行事参加者の傷害危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------------|---|
| 行事 | 保険証券記載の行事をいいます。 |
| 行事に参加している間 | 被保険者が行事に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。ただし、いかなる場合においても宿泊のため宿泊施設に入つてから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除きます。 |
| 保険金 | この特約により補償される傷害が生じた場合に、当会社が被保険者または死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が行事に参加している間に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（被保険者）

- (1) この特約における被保険者は、保険証券記載の者とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、普通保険約款第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) または(3) の規定による解除があった場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(1) の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第6条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第28条（保険金の請求）(2) に規定する書類のほかに、行事の主催者が発行する、行事に参加している間に生じた事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第29条（保険金の支払時期）(注)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「前条(2)（保険金の請求）(2) および(3) ならびにこの特約の第6条（保険金の請求）の規定による手続」と読み替えて適用します。

第8条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない
かぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(15) [P38] 往復途上傷害危険補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------------|---|
| 所定の集合・解散場所 | 保険契約者の備える資料により確定しているものに限ります。 |
| 被保険者 | この特約により補償の対象となる者で、第3条(被保険者)に規定する者をいいます。 |

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、

この特約が付帯された行事参加者の傷害危険補償特約第2条(保険金を支払う場合)または管理下中の傷害危険補償特約

に規定する傷害のほか、被保険者が

行事主催者または管理者が定める

所定の集合・解散場所と被保険者の住居との通常の経路往復中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。

第3条 (被保険者)

(1) この特約における被保険者は、行事または活動に参加する目的をもって住居を出発する前に、保険証券または保険契約者の備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者に限ります。

(2) (1)の規定にかかわらず、普通保険約款第21条(被保険者による保険契約の解除請求) (2)または(3)の規定による解除があった場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

(16) [P62] 準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)

特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----|---------------------------------|
| 団体員 | 下欄記載の者をいいます。 保険証券記載の団体に所属する者 |

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、団体員全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険

約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、第3条(被保険者名簿)に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、普通保険約款第21条(被保険者による保険契約の解除請求) (2)または(3)の規定による解除があった場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

第3条 (被保険者名簿)

保険契約者は、常に団体員の全員を示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求める場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条 (被保険者の増員または減員)

(1) 保険期間の中途において被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当会社に通知しなければなりません。

(2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\frac{\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{保険証券記載の被保険者数} \times \text{増員数}}$$

(3) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知を怠ったことを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または被保険者が増員となった時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1)の規定による通知を受けた場合には、当会社は、その通知に基づき計算した保険料を請求または返還します。

(5) 当会社は、保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、被保険者が増員となった後に生じた事故による傷害について、次の算式に

より算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\times \text{保険証券記載の被保険者数}} + \text{増員数}}$$

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第6条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(17) [P63] 準記名式契約（全員付保）（職名等別保険金額）特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----|---------------------------------|
| 職名等 | 下欄記載の者をいいます。 保険証券記載の身分等 |
| 団体員 | 下欄記載の者をいいます。 保険証券記載の団体に所属する者 |

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、団体員全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、第3条（被保険者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、普通保険約款第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)または

(3)の規定による解除があった場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

第3条 (被保険者名簿)

保険契約者は、常に団体員の全員を職名等別に示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、同一職名等の

各被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条 (被保険者の増員または減員)

- 保険期間の中途において職名等別に被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数および職名等を当会社に通知しなければなりません。
- 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \frac{\text{職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者数}}{\times \text{職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者数}} + \text{等の増員数}$$

(3) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知を怠ったことを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または被保険者が増員となった時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1)の規定による通知を受けた場合には、当会社は、その通知に基づき計算した保険料を請求または返還します。

(5) 当会社は、保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、被保険者が増員となった後に生じた事故による傷害について、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \frac{\text{職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者数}}{\times \text{職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者数}} + \text{等の増員数}$$

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第6条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(18) 【P64】準記名式契約（一部付保）（同一保険金額）

特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|----|----------------------------|
| 員数 | 下欄記載の員数をいいます。 保険証券記載の員数 |
| 業務 | 下欄記載の業務をいいます。 保険証券記載の業務 |

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、業務に従事中の者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、第3条（業務従事者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、普通保険約款第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) または(3) の規定による解除があった場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

第3条 (業務従事者名簿)

保険契約者は、保険期間中に業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条 (被保険者の増員または減員)

(1) 保険期間の中途において員数が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当会社に通知しなければなりません。

(2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は次の算式により算出した額をもって各被保険者の

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}$$

$$= \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険証券記載の被保険者数}}$$

$$\times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{増員数}} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{増員数}}$$

(3) (2) の規定は、当会社が、(1) の規定による通知を怠ったことを知った時から(2) の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または被保険者が増員となった時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1) の規定による通知を受けた場合には、当会社は、その通知に基づき計算した保険料を請求または返還します。

(5) 当会社は、保険契約者が(4) の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、(5) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、被保険者が増員となった後に生じた事故による傷害について、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}$$

$$= \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険証券記載の被保険者数}}$$

$$\times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{増員数}} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{増員数}}$$

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第6条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(19) 【P65】準記名式契約（一部付保）（職名等別保険金額）特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----|-----------------------------|
| 員数 | 下欄記載の員数をいいます。 保険証券記載の員数 |
| 業務 | 下欄記載の業務をいいます。 保険証券記載の業務 |
| 職名等 | 下欄記載のものをいいます。 保険証券記載の身分等 |

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、業務に従事中の者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) (1) の規定にかかわらず、第3条（業務従事者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、普通保険約款第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) または(3) の規定による解除があった場合は、その被保険者は、未経過期間について、この特約における被保険者ではなくなるものとします。

第3条（業務従事者名簿）

保険契約者は、保険期間中に業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を職名等別に示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求める場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、同一職名等の被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第5条（被保険者の増員または減員）

- (1) 保険期間の中途において職名等別に員数が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数および職名等を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当会社は次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\begin{array}{c}
 \text{各被保険者の} \\
 \text{保険金額、入} \\
 \text{院保険金日額} \\
 \text{および通院保} \\
 \text{険金日額} \\
 = \\
 \text{職名等ごとに定め} \\
 \text{られた保険証券記} \\
 \text{載の被保険者1名} \\
 \text{あたりの保険金額、} \\
 \text{入院保険金日額お} \\
 \text{よび通院保険金日} \\
 \text{額} \\
 \times \\
 \text{職名等ごとに} \\
 \text{定められた保} \\
 \text{険証券記載の} \\
 \text{被保険者数} \\
 + \\
 \text{当該職} \\
 \text{名等の} \\
 \text{増員数}
 \end{array}$$

(3) (2) の規定は、当会社が、(1) の規定による通知を怠ったことを知った時から(2) の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または被保険者が増員となった時から5年を経過した場合には適用しません。

- (4) (1) の規定による通知を受けた場合には、当会社は、その通知に基づき計算した保険料を請求または返還します。
- (5) 当会社は、保険契約者が(4) の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、(5) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、被保険者が増員となった後に生じた事故による傷害について、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\begin{array}{c}
 \text{各被保険者の} \\
 \text{保険金額、入} \\
 \text{院保険金日額} \\
 \text{および通院保} \\
 \text{険金日額} \\
 = \\
 \text{職名等ごとに定め} \\
 \text{られた保険証券記} \\
 \text{載の被保険者1名} \\
 \text{あたりの保険金額、} \\
 \text{入院保険金日額お} \\
 \text{よび通院保険金日} \\
 \text{額} \\
 \times \\
 \text{職名等ごとに} \\
 \text{定められた保} \\
 \text{険証券記載の} \\
 \text{被保険者数} \\
 + \\
 \text{当該職} \\
 \text{名等の} \\
 \text{増員数}
 \end{array}$$

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(20) 【P69】1割以内変更不精算特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、保険期間の中途において被保険者が増加した場合において、その増加が始期日における被保険者数の1割以内であるときは、普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）

(3) の規定にかかわらず、追加保険料を請求することなく増加された被保険者が被った傷害に対しても、保険金を支払います。

第2条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第3条（被保険者の増加）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）に規定する割合を超える被保険者の増加があった場合には、保険契約者は、遅滞なく、当会社に通知して、承認を請求しなければなりません。

(2) 保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合は、第2条（保険金額および入院保険金日額等）の規定にかかわらず、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} \times 1.1 \times \frac{\text{始期日における被保険者数}}{\text{始期日ににおける被 + 増員数}} \times \frac{\text{始期日における被保険者数}}{\text{始期日ににおける被 + 増員数}} \times \frac{\text{始期日における被保険者数}}{\text{始期日ににおける被 + 増員数}}$$

(3) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知を怠ったことを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合は被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する割合を超えて増員となった時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1)の規定による承認をする場合には、当会社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する割合を超える部分に相当する被保険者につき未経過期間に対し月割により計算した保険料を請求します。

(5) 当会社は、保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する割合を超えて増加した後に生じた事故による傷害について、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

$$\text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} \times 1.1 \times \frac{\text{始期日における被保険者数}}{\text{始期日ににおける被 + 増員数}} \times \frac{\text{始期日における被保険者数}}{\text{始期日ににおける被 + 増員数}} \times \frac{\text{始期日における被保険者数}}{\text{始期日ににおける被 + 増員数}}$$

（注）追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第4条（保険金額および入院保険金日額等が職名等別に定められている場合の取扱い）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額が職名等別に定められている場合は、第1条（保険金を支払う場合）から第3条（被保険者の増加）までの規定については職名等ごとに適用するものとします。

（21）【P84】包括契約特約（毎月報告・毎月精算）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---------------------------------------|
| 確定保険料 | 第4条（通知）に規定する通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。 |
| 暫定保険料 | 保険証券記載の暫定保険料をいいます。 |
| 通知日 | 保険証券記載の通知日をいいます。 |
| 保険料払込期日 | 保険証券記載の払込期日をいいます。 |

第2条（暫定保険料）

- 1 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- 2 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。
- 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額
- 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額
- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、確定保険料を保険料払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 当会社が、保険契約者に対し(1)の確定保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者が確定保険料の保険料払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による確定保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、その確定保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 第2条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の保険料払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（22）【P91】包括契約特約（毎月報告・一括精算）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---------------------------------------|
| 確定保険料 | 第4条（通知）に規定する通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。 |
| 暫定保険料 | 保険証券記載の暫定保険料をいいます。 |
| 通知日 | 保険証券記載の通知日をいいます。 |
| 保険料払込期日 | 保険証券記載の払込期日をいいます。 |

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。
- 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額
- 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額
- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の中途で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 当会社は、保険契約者が(2)の規定による追加暫定保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (2)の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）追加暫定保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（23）【Y81】包括契約特約（一括報告・一括精算）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|---------------------------------------|
| 確定保険料 | 第4条（通知）に規定する通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。 |
| 暫定保険料 | 保険証券記載の暫定保険料をいいます。 |

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求める場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間中の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。
- 脱漏の生じた通知に基づいて、当会社が算出した
確定保険料の合計額
-
- 脱漏がなかったものとして、当会社が算出した
確定保険料の合計額
-
- (3) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当会社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（確定保険料）

保険契約者は、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（24）【P30】一般団体傷害保険保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------------|---|
| 口座振替 | 保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。 |
| 次回保険料 払込期日 | 保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。 |
| 提携金融機 関 | 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。 |
| 分割保険料 | 保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。 |

| | |
|----------|---|
| 保険料払込期日 | 保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。 |
| 未払込分割保険料 | 保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険料払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。
- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会社は、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
 - ② この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合
 - ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における第1回分割保険料の払込みを怠り、その保険契約の始期日から、その保険契約

の第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠つことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会社は、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
 - ② この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合
 - ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

第5条（追加保険料の払込方法）

- (1) 当会社が、第7条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第7条（保険料の返還または請求）①または②の規定による追加保険料の払込みを怠つた場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第7条（保険料の返還または請求）①の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、この保険契約に付帯される他の特約で別に定める場合を除き、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第7条（保険料の返還または請求）②の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注2）があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注3）の変更後料率（注4）に対する割合により、保険金を削減して支払い

ます。

(5) 第7条（保険料の返還または請求）③の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じたこの保険契約で定める保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 保険契約者が第7条（保険料の返還または請求）①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(注2) 職業または職務の変更の事実

普通保険約款第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

(注3) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注4) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第6条（分割保険料不払の場合の当会社による保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 保険料払込期日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日において、次回保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日または満期日のいずれか早い日

② (1) ②による解除の場合は、次回保険料払込期日または満期日のいずれか早い日

第7条（保険料の返還または請求）

次のいずれかに該当する事由により保険料を返還または請求する場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の保険料を返還または請求します。

① 普通保険約款第13条（告知義務）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときには、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

② 普通保険約款第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の規定による職業または職務の変更の事実がある場合は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づきその職業または職務の変更の事実が生じた時以降の期間（注3）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

④ 普通保険約款第17条（保険契約の失効）の規定により、この保険契約が失効となった場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料と未払込分割保険料との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の既経過期間に対応する保険料は返還しません。この場合において、未払込分割保険料があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料のうち死亡保険金を支払うべき事由に対応する保険料の全額を一時に払い込まれなければなりません。

⑤ 第5条（追加保険料の払込方法）（2）、普通保険約款第13条（告知義務）（2）、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）および第20条（重大事由による解除）（1）の規定により、この保険契約が解除となった場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料と未払込分割保険料との差額を返還または請求します。

⑥ 普通保険約款第19条（保険契約者による保険契約の解除）ならびに第21条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）および（3）の規定により、この保険契約が解除となった場合は、既経過期間に対し月割をもって計算した保険料と既に領収した分割保険料との差額を返還または請求します。

⑦ 第6条（分割保険料不払の場合の当会社による保険契約の解除）の規定により、この保険契約が解除となった場合は、既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(注1) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注2) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注3) 職業または職務の変更の事実が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

（25）【P32】保険料一般分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----------|---|
| 口座振替 | 保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集めることをいいます。 |
| 次回保険料払込期日 | 保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。 |
| 提携金融機関 | 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。 |
| 分割保険料 | 保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。 |
| 保険料払込期日 | 保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。 |
| 未払込分割保険料 | 保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険料払込期日までに払い込まなければなりません。

（2）第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替に

よるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあつたものとみなします。

（3）第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までの払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条（保険料領収前の事故）

（1）保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会社は、保険金を支払いません。

① この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合

② この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における第1回分割保険料の払込みを怠り、その保険契約の始期日から、その保険契約の第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

（2）保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会社は、保険金を支払いません。

① この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合

② この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における第2回目以降

分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

第5条（追加保険料の払込方法）

- (1) 当会社が、第7条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第7条（保険料の返還または請求）①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第7条（保険料の返還または請求）①の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、この保険契約に付帯される他の特約で別に定める場合を除き、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第7条（保険料の返還または請求）②の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注2）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注3）の変更後料率（注4）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- (5) 第7条（保険料の返還または請求）③の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じたこの保険契約で定める保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

（注1）保険契約者が第7条（保険料の返還または請求）①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込がなかった場合に限ります。

（注2）職業または職務の変更の事実

普通保険約款第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注3）変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注4）変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第6条（分割保険料不払の場合の当会社による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日において、次回保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日または満期日のいずれか早い日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日または満期日のいずれか早い日

第7条（保険料の返還または請求）

次のいずれかに該当する事由により保険料を返還または請求する場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の保険料を返還または請求します。

- ① 普通保険約款第13条（告知義務）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときには、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- ② 普通保険約款第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の規定による職業または職務の変更の事実がある場合は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づきその職業または職務の変更の事実が生じた時以降の期間（注3）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- ③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- ④ 普通保険約款第17条（保険契約の失効）の規定により、この保険契約が失効となった場合は、未経過期間に対し日割をもって計

算した保険料と未払分成割保険料との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の既経過期間に対応する保険料は返還しません。この場合において、未払分成割保険料があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分成割保険料のうち死亡保険金を支払うべき事由に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

- ⑤ 第5条（追加保険料の払込方法）（2）、普通保険約款第13条（告知義務）（2）、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）および第20条（重大事由による解除）（1）の規定により、この保険契約が解除となった場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料と未払分成割保険料との差額を返還または請求します。
- ⑥ 普通保険約款第19条（保険契約者による保険契約の解除）ならびに第21条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）および（3）の規定により、この保険契約が解除となった場合は、既経過期間に対し月割をもって計算した保険料と既に領収した分割保険料との差額を返還または請求します。
- ⑦ 第6条（分割保険料不払の場合の当会社による保険契約の解除）の規定により、この保険契約が解除となった場合は、既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

（注1）変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注2）変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注3）職業または職務の変更の事実が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

（26）【P89】企業等の災害補償規定等特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|--|
| 企業等 | 保険契約者または保険契約者以外で被保険者と雇用関係等一定の関係にある企業等をいいます。 |
| 災害補償規定等 | 企業等が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。 |
| 受給者 | 災害補償規定等の受給者をいいます。 |
| 普通保険約款等 | この特約が付帯された普通保険約款または特約をいいます。 |

第2条（死亡保険金の支払）

- （1）当会社は、この特約により、普通保険約款等の規定にかかわらず、企業等を死亡保険金受取人とします。
- （2）当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、次に掲げる金額（注1）を限度とします。
 - ① 保険金の請求書類が第3条（保険金の請求）①の場合
遺族補償額（注2）の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が第3条②の場合
受給者が企業等から受領した金額の額
 - ③ 保険金の請求書類が第3条③の場合
企業等が受給者へ支払った金額の額
- （3）（1）および（2）の規定にかかわらず、企業等が第3条（保険金の請求）の書類を提出できない場合には、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- （4）（3）において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、遺族補償額（注3）を限度とします。

（注1）次に掲げる金額

災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を控除した残額とします。

（注2）遺族補償額

災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。

（注3）遺族補償額

災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいい、災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を控除した残額とします。

第3条（保険金の請求）

企業等が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款等に定められた書類のほか、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金の支払）（2）ただし書きまたは同条（4）ただし書きにより死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

（27）【P87】共同保険に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|-------------------|
| 引受保険会社 | 保険証券記載の保険会社をいいます。 |

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 被保険者その他の保険契約に係る事項の調査

- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に係る幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行う事項）①から⑩までに掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に係る保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

